3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年５月 25 日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉田石材工業株式会社　桂　　裕高　東京都渋谷区代々木２―14―１　国土交通大臣許可（特―26）第25615号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及び舗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年５月 25 日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立金属株式会社　髙橋　秀明　東京都港区港南１―２―70　国土交通大臣許可（般・特―25）第25148号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年５月 25 日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成29年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　全建設事業協同組合　大原　彩希　東京都東村山市野口町２－１－２　国土交通大臣許可（般―27）第25882号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１４４号
静岡県浜松市中区葵西２丁目26番49号、前住所静岡県浜松市西区深萩町304番地の191
債務者　宮崎　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恵祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
静岡県浜松市中区葵西２丁目26番49号、前住所静岡県浜松市西区深萩町304番地の191
債務者　宮崎　隆子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恵祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
京都市山科区小山南溝町９番地34
債務者　荻野　久美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　式子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１３号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭３丁目９番地　ニューコーポ松蔭705号、従前の住所三重県桑名市新西方２丁目105番地
債務者　秋山　峰行
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月３日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目26番地２号棟405号
債務者　岡田　繁夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
京都市伏見区淀新町41番地１　ラ・シャンスⅡ205
債務者　太田　佳宏
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
京都市下京区東洞院通六条下る橋詰町146番地
債務者　笹谷　奈央
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９４号
札幌市中央区北３条西７丁目１番地　緑苑ビル1008号
債務者　布目　雄治
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　直毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
長野県飯田市松尾常盤台107番地３（市営住宅Ｈ―403号）
債務者　水上　浩二
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月７日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第９号
山口県長門市仙崎1435番地１
債務者　久保田和江
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山口地方裁判所萩支部